

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第5項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月14日
【会社名】	東テク株式会社
【英訳名】	TOTECH CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長尾 克己
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 中溝 敏郎
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号
【縦覧に供する場所】	東テク株式会社 大阪支店 (大阪市中央区北浜三丁目7番12号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年6月28日に提出いたしました第58期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないとは判断いたしました。

記

当社への税務調査の過程において、平成26年2月上旬に当局の指摘によって一部社員による不適切な外注費処理が行われていた可能性があることが判明いたしました。

当社は事実関係の判明や経緯など詳細を解明するため、平成26年2月17日に調査委員会を設置いたしました。調査の客観性・信頼性を高めるため、当社と利害関係のない弁護士・会計士を過半数含む委員会といたしまして、調査・分析等を行ってまいりました。

当該調査の結果、過年度より当社複数社員により、特定の外注先に対して発注額を水増しするなどの不正取引が繰り返されていた事実が判明いたしました。

これに伴い当社は、過年度の決算を訂正するとともに、第54期(自：平成20年4月1日 至：平成21年3月31日)から第58期(自：平成24年4月1日 至：平成25年3月31日)までの有価証券報告書及び第56期第1四半期(自：平成22年4月1日 至：平成22年6月30日)から第59期第2四半期(自：平成25年7月1日至：平成25年9月30日)までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

これらの事実は、役職員のコンプライアンス意識が希薄であったことと、モニタリング機能が適切でなかったこと及び仕入プロセスにおける統制の整備が適切でなかったこと、管理部門の牽制及び内部監査の機能が働かなかつたことなどによります。以上のことから当社は、全社的な内部統制の一部及び仕入プロセスの一部に開示すべき重要な不備があり、当該不正取引が行われ、且つ、その発見に遅れが生じたものと認識しております。

当社は財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、調査委員会の報告を踏まえて、以下の再発防止策を講じてまいります。

- (1) コンプライアンス意識向上を図る体制構築を行い、企業風土の改善を目指す
- (2) モニタリング機能の充実を図る
- (3) 仕入プロセスの適正化を図る